

ふるさと納税制度に対する対応について

1 区の状況及びこれまでの対応

- ふるさと納税制度に対して、抜本的な見直しを行うよう、特別区長会を通じ、国へ要望している。
- 子ども宅食プロジェクトや文京共創フィールドプロジェクトなど、区の施策に共感し、賛同いただける方々の社会貢献の思いを実現することを目的とし活用してきた。
- ふるさと納税による特別区民税の減収額は、年々増加しており、令和5年度においては、約38億6,000万円の減収と推計している。

2 今後の対応

(1) 啓発の強化

区財政への影響と制度の問題点について区民への啓発を強化するとともに、引き続き国へ抜本的な見直しを求める。

(2) 寄附金の使途の充実

寄附金（税金）の使い道について、選択できるメニューの充実を図るとともに、その実績についての公表を行うことで、区民等に寄付を促す。

(3) 返礼品等の充実

返礼品等（寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務等）の充実を図ることで、区の地域や産業の魅力を発信する。

[参考1] ふるさと納税による寄附金及び住民税控除額の実績^{※1}

| 年度 | 寄附 | | 住民税控除 ^{※2} | |
|--------|--------|-----------|---------------------|-----------|
| | 件数 (人) | 寄附金額 (千円) | 人数 (人) | 控除額 (千円) |
| 令和4年度 | ※3 | ※3 | 37,252 | 2,740,747 |
| 3年度 | 912 | 52,864 | 28,091 | 1,982,679 |
| 2年度 | 1,600 | 94,579 | 22,385 | 1,635,269 |
| 元年度 | 1,308 | 149,732 | 23,791 | 1,827,510 |
| 平成30年度 | 1,027 | 96,751 | 18,638 | 1,349,147 |
| 29年度 | 2,379 | 87,380 | 13,405 | 939,107 |
| 28年度 | 69 | 2,931 | 7,929 | 531,223 |

※1 ふるさと納税に関する現況調査結果（総務省）を基に作成

※2 各年度の前年の1月1日～12月31日の所得等により算出された数値

※3 7月末公表予定（総務省自治税務局）

[参考2] 特別区長会要望事項

- 1 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「2割」から以前の「1割」に戻すとともに、控除額に上限を設けること。
- 2 ふるさと納税受領額を地方交付税の基準財政収入額に算入すること。
- 3 ふるさと納税による減収額については、地方交付税の不交付団体に対し、地方特例交付金等で補填することにより、交付団体と不交付団体の格差を調整すること。
- 4 ワンストップ特例制度によって自治体が負担している所得税控除分を、国が地方特例交付金等で補填すること。
- 5 全国各地域と共存共栄の関係を構築するために、各地域との交流や協働事業など、自治体間の交流促進に対する財源措置を講じること。

[参考3] 文京区の寄附金の使途

- 1 子ども宅食プロジェクトへの寄附
- 2 姉妹都市カイザースラウテルン市の難民の若者を支援する寄附
- 3 文人顕彰事業（基金）への寄附
- 4 文京共創プロジェクト（B+）への寄附
- 5 新型コロナウイルス感染症対策への寄附
- 6 ウクライナ緊急人道支援への寄附

[参考4] 文京区の返礼品

文の京ポストカードブック（寄付金額 10,000 円）、花咲菓石けん（同 10,000 円）
吾が盃（同 100,000 円）、扇子（同 300,000 円）、吾が盃ペアセット（同 300,000 円）

[参考5] 返礼割合の基準（地方税法第 37 条の 2 第 2 項抜粋）

- 1 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の百分の三十に相当する金額以下であること。

[参考6] 募集の適正な実施に係る基準（総務省告示第 179 号第 2 条抜粋）

- 1 地方団体による第一号寄附金の募集として次に掲げる取組を行わないこと。
 - イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に寄附者を紹介させる方法その他の不当な方法による募集
 - ロ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告
 - ハ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供
 - ニ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供

[参考7] 地場産品基準（総務省告示第 179 号第 5 条抜粋）

次の各号のいずれかに該当するもの

- 1 当該地方団体の 区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の 区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の 区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。